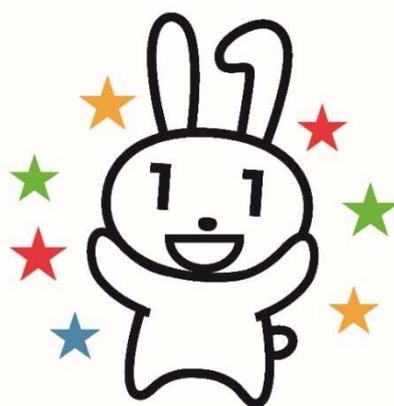


【事業主・ご担当者向け】

令和6年12月2日保険証廃止 に係る事務取扱等の解説



マイナ保険証の利用をお願いします。



令和6年11月 第一版
東京都電機健康保険組合

～ 目 次 ～

		ページ
1	はじめに 用語解説	1
2	新規加入者にかかる手続き	2～5
3	「保険証」の取り扱い	6
4	「資格確認書」の取り扱い	7～13
5	「資格情報のお知らせ」の取り扱い	14～15
6	その他	16～18
7	保険証廃止にかかるFAQ	19～26

1. はじめに

日本の全国民が健康増進や切れ目のない質の高い医療を受けるため、医療分野のデジタル化、いわゆる医療DXを推進し、保健情報や医療情報を横断的に利活用するなど、制度の構築に向けた取り組みが進められています。

この医療DXの枠組みとして、マイナンバーカードと保険証の一体化および保険証廃止が令和6年12月2日に施行され、各医療機関等における健康保険の資格確認は、マイナンバーカードによってオンラインで行われるものとなります。

保険証は令和6年12月2日に廃止となり、これ以降、保険証の新規交付および再交付はありません。今後はマイナンバーカードを保険証利用登録し、マイナ保険証による医療機関等への受診に切り替わります。

引き続き、適切な事務手続きにご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

～ 用語解説 ～

マイナ保険証	マイナンバーカードを医療機関窓口にあるカードリーダーやセブンイレブンのATMで保険証利用登録を実施すると、マイナンバーカードで医療機関等に受診できます。 このマイナンバーカードを「マイナ保険証」と呼称します。
資格確認書	マイナンバーカードを紛失した方や、介助者等の第三者の補助が必要となる要配慮者、マイナンバーカードを取得していない方など、マイナ保険証を利用できない方には「資格確認書」を交付します。この資格確認書を提示することで、医療機関等で保険診療が受けられます。
資格情報のお知らせ (資格情報通知書)	健康保険組合へ加入された方には資格情報をお知らせします。 このお知らせは健康保険の資格情報がオンライン資格確認への情報連携が完了した通知となります。 マイナンバーが提出されないなど、オンライン資格確認へ情報連携できない方へは通知されません。
住民基本台帳 (J-LIS)	市区町村等が運営、管理する住民基本台帳となります。 当資料では「J-LIS」と記載します。
基本5情報	基本5情報とは、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住民票住所となります。当資料では「基本5情報」と記載します。
オンライン資格確認システム	オンライン資格確認とは、医療機関等において、マイナンバーカードにより健康保険の資格情報を確認するシステムです。当資料では「オンライン資格確認」と記載します。
中間サーバー	健康保険組合に届けられた加入者の資格情報等を情報連携するためのシステムの総称となります。この中間サーバーとオンライン資格確認が連携され医療機関等による健康保険の資格確認が行われます。

2. 新規加入者にかかる手続き

新たに健康保険組合へ加入する際には、マイナンバーの提出と、マイナンバーカードの取得および保険証利用登録を行っているか確認が必要となります。

提出されたマイナンバーについては、資格取得届、被扶養者（異動）届に記載のうえ速やかに健康保険組合への提出をお願いいたします。

■令和6年12月2日以降、新たに採用された社員およびご家族にかかる届出作成にあたっては次の点にご留意ください。

(1) 届出作成時に確認していただくこと

- ① 資格取得届・被扶養者（異動）届へのマイナンバーの記載
- ② マイナンバーカードの取得の確認
- ③ マイナンバーカードの保険証利用登録の確認

※上記①～③を確認のうえ、資格取得届等を速やかに健保組合へ提出してください。

(2) マイナンバーカードを取得していない方や、保険証利用登録をされていない方には、カードの取得や保険証利用登録をご案内いただくようお願いいたします。

(3) そのうえでマイナ保険証を利用できない方に対しては「資格確認書」の交付が必要であるため、資格取得届、被扶養者（異動）届には、新たに「資格確認書発行要否」欄が設けられました。詳しくは本資料4ページをご覧ください。

(I) 資格取得届、被扶養者（異動）届

<ポイント> 令和6年12月2日以降は新様式に切り替わります【上記、青枠欄新設】。新様式はホームページに掲載していますので、ダウンロードして令和6年12月2日（健保組合到着分）からの届出については新様式に切替をお願いします。

また、電子申請（媒体含む）をご利用の事業所におかれましては、本資料5ページをご覧ください。

事業主においては資格取得届、被扶養者（異動）届へのマイナンバーの記載は省令で定められており、マイナンバーを加入する被保険者に求めることができます。また、提出されたマイナンバーは速やかに健保組合へ提出することとされています。引き続き、健保組合へマイナンバーの速やかな提出をお願いします。

(1) マイナンバーを記載した場合

資格取得届、被扶養者（異動）届にマイナンバーの記載がある場合、当組合では原則、受付から5日以内にオンライン資格確認へ情報連携を行います。これ以降、マイナ保険証により医療機関等で保険診療が受けられます。（正常にオンライン資格確認へ情報連携できた場合に限りです。）

(2) マイナンバーを記載できない場合

資格取得届、被扶養者（異動）届にマイナンバーの記載がない場合、マイナンバー提出のご依頼（督促）をいたします。一定期間、ご提出をお待ちいたしますが提出されない場合、健保組合では、基本5情報によりJ-LISからマイナンバーを取得します。

① <J-LISからマイナンバーを取得できた場合>

J-LISから取得したマイナンバーを登録し、オンライン資格確認へ情報連携を行います。これにより、医療機関等ではオンライン資格確認が可能となり、マイナ保険証にて受診が可能となります。

② <J-LISからマイナンバーを取得できない場合>

この方は、オンライン資格確認へ情報連携はできず、医療機関等ではマイナ保険証での保険診療を受けられません。当組合では、引き続きマイナンバーの提出督促をしつつ、この方に資格確認書を交付します。詳しくは、本資料10ページ「資格確認書の取り扱い」<(Ⅲ)有効期間>をご覧ください。

<ポイント> 令和6年12月2日以降は、保険証は交付されずマイナ保険証による医療機関等への受診に切り替わります。

新入社員など、新たに加入される方には、マイナンバーの提出を依頼するとともに、マイナンバーカードの取得、マイナンバーカードの保険証利用登録を依頼するようお願いいたします。

資格取得届、被扶養者（異動）届には、新たに「資格確認書発行要否」欄が追加されました。

資格確認書を交付できる方は、原則、マイナンバーカードを取得していない方や、保険証利用登録をされていない方など、マイナ保険証を利用できない方が対象となります。下記「資格確認書」交付要件を確認のうえ交付要件1～5に該当する場合は、「資格確認書発行要否」欄にチェックしてください。

（交付要件6～8に該当する場合はチェック不要です。）

また、「資格確認書発行要否」欄のチェックに関わらず、「資格確認書」の交付を受ける必要がある方は、必ず「資格確認書（再）交付申請書」を添付してください。（詳細は本資料7ページ以降をご覧ください。）

なお、マイナ保険証を有しており、オンライン資格確認を受けることができる方には交付できません。

※資格取得届・被扶養者（異動）届の裏面「記入方法」もご参照ください。

「資格確認書」交付要件

「資格確認書発行要否」欄	チェックが必要	1	マイナンバーカードを取得していない者
		2	マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
		3	マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除を申請した者（利用登録解除者）
		4	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
		5	マイナンバーカードの返納者
	チェックは不要	6	マイナンバーカードを紛失した者
		7	マイナンバーカードを更新中の者
		8	マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある者

(Ⅳ) 電子申請による届出について

電子申請（電子媒体含む）による資格取得届の届出につきましては、「資格確認書発行要否」欄を追加した新様式による受け付けは、現在、システムの準備中となります。準備でき次第、改めてご案内いたします。

なお、各事業所様をご利用される届書データ作成用の給与・人事等システムが対応されているかは、お使いのシステムベンダー等へ確認するようお願いいたします。

また、日本年金機構から提供されております「届書作成プログラム」については、現在、システムを改修中とされています。

詳しくは、下記をご覧ください。

電機健保	新様式	現在、システムの準備中です。 準備でき次第、改めてご案内いたします。
	旧様式	当面の間は、下記対応をお願いいたします。 「資格確認書」の交付を受ける必要がある方には、「備考」欄に「資格確認書要」と記載してください。 なお、旧様式による届出の受け付けは、令和7年6月1日までを予定しております。それまでの間に、新様式への移行をお願いいたします。

<ポイント> 「資格確認書」の交付を受ける必要がある方は、必ず「資格確認書（再）交付申請書」のPDFを添付してください。

なお、複数名いる場合は、複数の「資格確認書（再）交付申請書」を1つのPDFファイルとして添付するようお願いいたします。

日本年金機構	仕様チェック機能	「届書作成プログラム」の仕様チェック機能は令和7年1月末ごろの提供予定とされています。
	届書データ作成機能	「届書作成プログラム」による、健康保険組合向け届書データ作成機能は現在改修中とされています。作成が可能となる時期につきましては、改めてご案内いたします。

※日本年金機構の情報は、日本年金機構のホームページ等で確認してください。

3. 「保険証」の取り扱い

(Ⅰ) 保険証の廃止および経過措置

令和6年12月2日以降、保険証の新規発行は廃止され、原則、マイナ保険証を利用した医療機関等への受診に切り替わります。

また、保険証の紛失や氏名の変更があった際の再交付もされません。

マイナ保険証への早めの切り替えをお願いします。

なお、これまでに交付した保険証については、経過措置として令和7年12月1日（1年間）まで利用が可能です。

(Ⅱ) 保険証の交付と回収

交付

- ①紙・電子媒体による届出：令和6年11月29日(金)までに健保組合に到着した届出のあった方について、保険証を交付します。
- ②電子申請：令和6年11月29日(金)15時までに健保組合にて受信した届出のあった方について、保険証を交付します。
※内容に不備があるものや確認を要すものは除く。

③令和6年12月2日以降、保険証の新規交付はできません。

④令和6年12月1日以前に加入されている方で、交付を受けていた保険証を紛失等した場合に、令和6年12月2日以降の再交付はできません。

<ポイント> 氏名変更等による再交付もありません。

回収

①経過措置終了後の令和7年12月2日以降、保険証の回収はしません。

②令和7年12月1日までの間に資格を喪失（扶養の削除）した場合は、保険証を回収します。

これまでと同様に資格喪失届（被扶養者（異動）届（削除））に保険証を添付して返納してください。

<ポイント> 上記②の場合に、保険証を紛失等していた場合で返納できない場合には、これまでと同様、保険証滅失（回収不能）届を添付してください。

健康保険 本人（被保険者） 昭和**年 *月 *日交付
被保険者証 記号 9999 番号 12345678
氏 名 健保 太郎
生 年 月 日 昭和**年 *月 *日 性別 男
資格取得年月日 平成**年 *月 *日

保険者所在 東京都文京区湯島3丁目15番4号
保険者番号 06134803 電話 03-3834-7211
保険者名称 東京都電機健康保険組合

既に交付されている保険証は、
経過措置として
令和7年12月1日まで
利用できます。
マイナ保険証へ早めの切り替えを
お願いします。

4. 「資格確認書」の取り扱い

令和6年12月2日以降に医療機関等を受診する際はマイナ保険証に切り替わります。マイナンバーカードをお持ちでないなど、やむを得ずマイナ保険証を利用することができない状況にある方には、「資格確認書」を交付いたします。

(I) 交付対象者

マイナンバーカードをお持ちでないなど、マイナ保険証を利用することができない状況にある方は以下となります。

	交付要件	交付方法
1	マイナンバーカードを取得していない者	＜職権交付＞ 日次・月次で対象者を確認し交付 ※1～4は月次、5は日次で確認
2	マイナンバーカードを保有しているが保険証利用登録を行っていない者	
3	マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除を申請した者（利用登録解除者）	
4	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者	
5	マイナンバーカードの返納者	
6	マイナンバーカードを紛失した者	＜申請交付＞ 本人による申請
7	マイナンバーカードを更新中の者	
8	マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある者	

<ポイント> 健保組合では毎月、月末時点の職権交付対象者データが翌月5日ごろに中間サーバーから情報提供されます。

ここで確認できました職権交付対象者（交付要件1～4の対象者）につきましては、毎月10日ごろを目途に職権にて「資格確認書」を発行し送付します。

また、交付要件5（マイナンバーカードの返納者）の対象者については、日次で確認し必要な方に職権で交付します。

なお、職権交付対象者が急な通院など急を要す場合は、「資格確認書（再）交付申請書」による申請によっても交付します。

(Ⅱ) 交付契機

※「交付要件」は本資料7ページをご覧ください。

(1) 令和6年12月1日以前の加入者

①	現在お持ちの保険証を紛失等した場合や、氏名が変更となった方で、マイナンバーカードをお持ちでないなど、マイナ保険証を利用することができない状況にある方は、「資格確認書（再）交付申請書」にて交付申請してください。
②	マイナンバーカードをお持ちでないなど、マイナ保険証を利用することができない状況にある交付要件1～5に該当する方には、現在交付されている保険証の経過措置期間の終了する前（令和7年11月ごろ）に健保組合にて一括して交付します。
③	保険証の経過措置期間終了後、交付要件1～5に該当していた場合、健保組合により日次または月次によって定期的に資格確認書の要否を確認します。交付要件1～5に該当しており、資格確認書の交付を受けていない方には職権にて交付します。
④	保険証の経過措置期間終了後、資格確認書の紛失や交付要件6～8に該当した方は、必要に応じて「資格確認書（再）交付申請書」により交付申請してください。

～ 交付契機イメージ ～

	令和6年		令和7年		
	11月	12月	1月～10月	11月	12月
保険証 保有者		交付契機①		交付契機②	令和7年12月1日 保険証経過措置 期間終了
		令和6年12月2日 保険証廃止			交付契機③④

<ポイント> 現在交付されている保険証をお持ちの方は、経過措置期間中は保険証をご利用できますので、資格確認書の交付対象とはなりません。

(2) 令和6年12月2日以降の加入者

①	採用時や新たに被扶養者の認定を申請する資格取得届、被扶養者（異動）届を提出する際に、交付要件1～5に該当しているか本人から確認のうえ、必要な場合「資格確認書発行要否」欄にチェックし、併せて「資格確認書（再）交付申請書」にて交付申請してください。
②	交付要件1～5に該当していた場合、健保組合により日次または月次によって定期的に資格確認書の要否を確認します。交付要件1～5に該当しており、資格確認書の交付を受けていない方には職権にて交付します。
③	資格確認書の紛失や、交付要件6～8に該当した方は、必要に応じて「資格確認書（再）交付申請書」により交付申請してください。

～ 交付契機イメージ ～

	令和6年		令和7年		
	11月	12月	1月～10月	11月	12月
保険証 未所持	令和6年12月2日 保険証廃止			令和7年12月1日 保険証経過措置 期間終了	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 交付契機①②③ </div>				

<ポイント> 健保組合では毎月定期的に全加入者の資格確認書の要否を確認し、必要な方に職権にて資格確認書を交付します。（交付要件1～5が対象）
 交付した資格確認書は事業主（ご担当者様）宛にお送りさせていただきますので、被保険者等への配付をお願いいたします。
 （根拠条文）健康保険法施行規則 第47条第5項・第6項

〈参考〉健康保険法施行規則 第47条

第5項 保険者は第二項の規定により申請者（～略～）に資格確認書を交付しようとするときは、これを事業主に送付しなければならない。（以下、略）

第6項 前項条文の規定による資格確認書の送付があったときは、事業主は、遅滞なく、これを申請者に送付しなければならない。

(Ⅳ) 回収

有効期限前 の資格確認書

- ①資格の喪失、扶養の削除となった方の資格確認書は回収してください。
- ②氏名変更等により資格確認書に記載されている事項に変更が生じた場合は、氏名変更届等と併せて資格確認書を添付し提出してください。変更した内容で再交付いたします。
- ③マイナ保険証を取得し、資格確認書が不要となった場合でも回収不要です。

有効期限後 の資格確認書

- ①有効期限が切れた資格確認書は回収不要です。

<ポイント> 資格確認書交付者一覧表を定期的（毎月の「納入告知書」と同送予定）にお送りします。どなたに資格確認書を交付しているか、そちらの一覧表で確認していただき、回収をお願いします。

(Ⅴ) 様式

※資格確認書に使用するハガキ、A4サイズ用紙には複製防止措置を施しています。

健康保険資格確認書	
本人（被保険者）	年 月 日 交付
記号	番号 (枝番)
氏 名	
性 別	
生 年 月 日	年 月 日
資格取得年月日	年 月 日
有 効 期 限	
年 月 日	
保 険 者 番 号	
保 険 者 名 称	印

住 所	
備 考	
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p>	
<p>1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。</p>	
<p>2. 私は、心臓が停止した死後</p>	
<p>3. 私は、臓器を提供しません</p>	
<p>《1又は2を選んだ方で、提</p>	
<p>つげてください。》</p>	
<p>【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】</p>	
〔特記欄〕	
署名年月日：	年
本人署名（自筆）：	
家族署名（自筆）：	

家族の場合
「家族（被扶養者）」

家族の場合
「被保険者氏名」を表示

資格確認書は2種類のサイズで交付します。

<有効期間3年> ハガキサイズ（厚紙）

<有効期間1カ月> A4版サイズ（普通紙）

※有効期間1カ月の取り扱いについては、本資料10ページをご覧ください。

(VI) 資格確認書（再）交付申請書

マイナンバーカードをお持ちでないなど、マイナ保険証を利用することができない状況にある方で、本資料4、7ページ「交付要件」に該当する方は、「資格確認書（再）交付申請書」により申請してください。

なお、資格取得届、被扶養者（異動）届の「資格確認書発行要否」欄にチェックした場合も、必ず「資格確認書（再）交付申請書」を添付してください。

健康保険 資格確認書（再）交付申請書		課長	係長	係	
資格確認書の交付を希望する場合にご使用ください					
被保険者情報	個人番号 (マイナンバー)	<input type="text"/>			個人番号または記号・番号のいずれかを記載ください。
	記号・番号	記号(左つめ)	番号(左つめ)	生年月日	<input type="text"/>
	氏名	フリガナ			
	郵便番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	電話番号	<input type="text"/>	
	住所	都 道 府 県			
対象者欄	対象者	<input type="checkbox"/> 1 被保険者(本人)のみ <input type="checkbox"/> 2 被扶養者(家族)のみ <input type="checkbox"/> 3 被保険者(本人)および被扶養者(家族)分			
	被保険者	フリガナ 氏名	生年月日	申請理由	
	被扶養者①	フリガナ 氏名	生年月日	申請理由	
	被扶養者②	フリガナ 氏名	生年月日	申請理由	
被扶養者③	フリガナ 氏名	生年月日	申請理由		
理由欄	1 : マイナンバーカードを作っていないため 2 : マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていないため 3 : マイナ保険証の利用登録解除の申請をしたため 4 : マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れているため 5 : マイナンバーカードを返納したため 6 : マイナンバーカードを紛失したため 7 : マイナンバーカードの更新手続き中のため 8 : マイナ保険証による受診には第三者(介助者など)のサポートが必要なため 9 : 資格確認書を滅失・き損したため				
	事業主欄	上記のとおり被保険者から交付の申請がありましたので届出します。 事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号			受付日付印
社会保険労務士の提出代行者名記入欄		東京都電機健康保険組合 (R6.12)			

※申請理由を必ず記載するようお願いします。

(Ⅶ) マイナ保険証利用登録の解除申請

何らかの理由により止むを得ずマイナ保険証利用登録の解除を申請する方には、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を健保組合へ提出するようご案内してください。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書

東京都電機健康保険組合 殿

令和 年 月 日

解 除 申 請 者	フリガナ 氏名			生年 月日	大正・昭和 平成・令和 年 月 日
	住所	(郵便番号 -)			
		都道 府県	市区 町村		
	連絡先	電話番号			
		Email			
	被保険者等記号・番号 <small>※枝番を含め、全て正確に記載してください。</small>	被保険者等記号	番号	枝番	
	マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除について	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除を申請します。 ※利用登録を解除すると、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことはできなくなります。 ※利用登録の解除を申請する方は、併せて「資格確認書(再)交付申請書」を提出し「資格確認書」の交付を受けてください。(医療機関を受診する際等で必要となります。) ※利用登録解除後、マイナポータル上の「健康保険証利用登録の申込状況」画面に反映されるまで、1～2か月程度時間がかかる場合があります。			
	署名： _____				

(解除を希望する理由)

※ マイナンバーカードにより医療機関等を受診することで、ご本人の同意に基づき、自身の過去の健康・医療情報のデータに基づいたよりよい医療を受けることができます。

※ マイナンバーカードの健康保険証利用登録により、ご本人の医療情報の漏洩等セキュリティ上のリスクが生じることはありません。

※ なお、健康保険証の利用登録を解除した後も、再度利用登録の手続を行うことは可能です。健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。

(備考) 代理人により申請する場合は、氏名及び連絡先欄に、解除対象者及び代理人の氏名及び連絡先を記載してください。

(注) 解除申請後から解除がなされるまでの間(1～2か月程度)に、別の医療保険者等に異動した場合は、異動後の医療保険者等に対し、自身が以前に加入していた医療保険者等に対して解除申請を行った旨を申し出るとともに、資格確認書の申請を行うようにしてください。

<ポイント> マイナ保険証利用登録の解除申請をした場合、マイナ保険証による医療機関等への受診ができなくなりますので、併せて「資格確認書(再)交付申請書」により資格確認書の交付を受けてください。

なお、有効な保険証をお持ちの場合は、令和7年12月1日までは保険証がご利用可能となりますので、資格確認書の交付はできません。

5. 「資格情報のお知らせ」の取り扱い

「資格情報のお知らせ」は令和6年12月2日以降、新たに加入された方に随時通知します。

「資格情報のお知らせ」は、健康保険の被保険者記号、番号など資格情報をお知らせするものです。

通知された方は、「健康保険の資格情報がオンライン資格確認へ情報連携が正常に完了した方」となり、このお知らせをもって「マイナ保険証」の利用が医療機関等で可能となったことの通知となります。

マイナンバーの提出がないなど、オンライン資格確認への情報連携が完了できない方へは通知できません。

(I) 「資格情報のお知らせ」の役割

① 保険証廃止後、健保組合への保険給付の申請や、健康診断のお申込みなど各種申請をする際に必要となる「健康保険の記号、番号」等の資格情報を確認するためのお知らせです。

② 医療機関等にカードリーダーがない場合や機器の不具合等でマイナ保険証が読み取れない場合に、マイナ保険証と併せてこのお知らせを提示することで医療機関等での保険診療の受診が可能となります。

<ポイント①> 健康保険の資格情報はマイナポータルでも確認できます。マイナポータルへログインし健康保険資格情報（PDF）をダウンロードしていただくことで同じ情報が閲覧可能です。

<ポイント②> 当健保組合では、マイヘルスウェブでも資格情報を確認できるよう準備を進めております。準備でき次第、改めてご案内いたします。

<ポイント③> 資格確認書の交付を受けている方でも、マイナンバーが提出されオンライン資格確認へ情報連携が完了した場合は、「資格情報のお知らせ」を通知します。マイナンバーカードの保険証利用登録など必要な手続きを行っていただき、マイナ保険証の利用に切り替えをお願いします。

「資格情報のお知らせ」は事業主、ご担当者様の事務負担軽減、お知らせの作成、送付コスト等の効率化等を踏まえ、マイヘルスウェブを利用した電子様式による通知に切り替えを進めております。

準備でき次第ご案内をさせていただきますが、それまでの間、「資格情報のお知らせ」は紙媒体で通知いたします。

(Ⅱ) 「資格情報のお知らせ」様式

健保 花子 様
(被保険者氏名) 健保 太郎 様

東京都電機健康保険組合
保険者番号 06134803
113-8566
東京都文京区湯島3-15-4

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記の通りお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	5001	番号	1234567	株番	01
氏名		健保	花子		
フリガナ		ケンボ	ハナコ		
発効年月日		令和6年	9月1日		
有効期限		****			
負担割合		****			
資格取得年月日		令和6年	9月1日		
交付年月日		令和6年	9月19日		
保険者名	東京都電機健康保険組合				

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら

スマートフォンをお持ちの方は、右の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

資格情報のお知らせ

令和6年9月19日
東京都電機健康保険組合
保険者番号: 06134803

記号 5001 番号 1234567 (株番) 01

氏名 健保 花子

発効年月日 令和6年9月1日

有効期限 ****

負担割合 ****

受診の際にはマイナ保険証が合わせて必要です

上を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

※「資格情報のお知らせ」は左下の切り取り部分を切り取って携帯できます。

配付

お届けいただいた資格取得届、被扶養者(異動)届によりオンライン資格確認へ情報連携を行います。この情報連携が正常に完了した方へ資格情報のお知らせを通知します。

用紙左上に記載あります、被保険者へ(被扶養者分がある場合は、そちらも含め)配付いただくようお願いいたします。

回収

「資格情報のお知らせ」では医療機関等を受診できませんので、回収する必要はございません。

ご自身で破棄いただくよう、ご案内してください。

再交付

「資格情報のお知らせ」を紛失等した場合や氏名変更があった場合でも、原則、再交付はいたしません。

マイナポータルからダウンロードいただくか、またはマイヘルスウェブ(準備中)により資格情報の確認をお願いします。

<ポイント> 「資格情報のお知らせ」は、マイナポータルやマイヘルスウェブで確認できることから、原則、再交付はいたしません。スマホを所持していないなど、マイナポータル等をご利用できない場合には、「資格情報のお知らせ交付申請書」により申請してください。再交付いたします。

6. その他

(I) 「資格情報のお知らせ」一括送付（2回目）

令和6年8月末に送付しました「資格情報のお知らせ」に続いて、その後加入された方を対象として、「資格情報のお知らせ」を一括送付（2回目）をいたします。

対象者	①令和6年7月1日～令和6年12月1日までに加入された方で、マイナンバーの提出がされており、オンライン資格確認へ情報連携が完了している方 ②令和6年6月30日以前の加入者で、令和6年8月8日以降にマイナンバーの提出があった方
データ締日	令和6年12月2日（月）
用紙	A4サイズの厚紙（令和6年8月末送付時と同様の用紙）
様式	令和6年8月末に送付した様式と同様 ※前回お願いしました「マイナンバー下4桁の確認」については、今後は不要であるため、「マイナンバー下4桁」の記載はありません。
送付方法	世帯ごとに封筒に封緘し、被保険者番号順で封筒を梱包し事業主（ご担当者様）宛に送付
送付時期	令和6年12月16日ごろを目途に送付予定

上記内容にて、「資格情報のお知らせ」を送付いたします。令和6年12月初旬に事務連絡にてご案内をいたしますので、被保険者等への配付につきましてご協力をお願いいたします。

(Ⅱ) 各証の取り扱い

下記各証については、マイナ保険証をご利用した場合、申請等の手続きが不要となり、また、複数の証を持ち歩く必要なく、スムーズな医療機関への受診ができます。被保険者等へは、この取り扱いを広く周知いただき、マイナ保険証の利用をいただくよう是非ご案内ください。

※「限度額適用標準負担額減額認定証」及び「特定疾病療養受療証」について、マイナ保険証利用により医療機関で情報を確認するためには、事前に健保組合にて情報を登録する必要があります。これまで同様「健康保険標準負担額減額申請書」「特定疾病療養受療証交付申請書」を提出いただく必要がありますのでご注意ください。

高齢受給者証	70歳以上の高齢者は、自身の報酬等によって医療機関窓口での負担割合が変わってくることから、これを示すための証となります。これまで、プラスチックカードにて交付していましたが、紙のハガキサイズに変更となります。
限度額適用認定証	入院など医療費が高額となる場合に、医療機関窓口において、自己負担の限度額の支払いで済ますための証となります。
限度額適用標準負担額減額認定証	低所得に該当する方（非課税者）が入院した場合に、食事費用の標準負担額を減額するための証となります。
特定疾病療養受療証	特定疾病（血友病、H I V、慢性腎不全）の認定を受けた方に、医療機関窓口負担を一定額にするための証となります。

マイナ保険証を利用できない方については、上記各証の手続きはこれまでと同様の手続きが必要となります。必要に応じて各証の申請書により健保組合へ申請をしてください。

なお、高齢受給者証については、70歳到達月に健保組合から職権で交付します。（生年月日が1日の場合のみ、誕生月の前月に交付）

<ポイント> マイナ保険証を利用する方には、70歳到達時に、医療機関等の窓口における負担割合のご案内として、「資格情報のお知らせ」を送付します。

(Ⅲ) 保険給付の各種申請

傷病手当金など各種保険給付の申請については、これまでと同様、申請書には被保険者の記号と番号の記載をいただきます。

令和6年12月2日以降に加入された方には、「資格情報のお知らせ」を送付し、被保険者の記号、番号をご案内しております。

健保組合への各種申請やお問い合わせの際には、「資格情報のお知らせ」を確認し、申請等手続きを行ってください。

なお、被保険者の記号、番号については、マイナポータルまたはマイヘルスウェブでも確認できます。

<ポイント> 令和6年12月2日以降、保険給付の各種申請書には、マイナンバーの記載欄を設けます。保険給付の申請については、原則、被保険者の記号、番号の記載となりますが、記号、番号がわからない場合はマイナンバーによる申請も可能となります。

(Ⅳ) 保健事業の各種申請

保養所の利用申込、健康診断の受診予約など、保健事業の各種申請書には、これまでと同様、被保険者の記号と番号の記載をいただきます。

被保険者の記号、番号については、お送りしてます「資格情報のお知らせ」を確認し、各種申請書に記載をお願いします。

なお、マイナポータル、マイヘルスウェブにおける扱いについては、上記「保険給付の各種申請」と同様です。

<ポイント> これまで、契約施設やスポーツジム等をご利用する際、保険証の提示を求められる場合がありましたが、令和6年12月2日以降については、「資格情報のお知らせ」または、「資格確認書」（お持ちの方のみ）を提示することで、健保組合への加入を確認することとなります。（令和7年12月1日までの経過措置期間は保険証も可能です。）

なお、マイナポータルや、マイヘルスウェブから健康保険の資格情報をスマホにダウンロードし、そちらを提示することでも健保組合の資格情報が確認できますので、ぜひ活用をお願いします。

※マイヘルスウェブによる、被保険者の記号と番号の確認については、現在、システムを準備中です。準備が整い次第、改めてご案内いたします。

7. 保険証廃止にかかるFAQ

(I) 新規加入者にかかる手続き関係

Q I -1.資格取得届、被扶養者（異動）届の様式は変更となりますか？

A I -1.様式は変更になります。

資格取得届、被扶養者（異動）届には、新たに「資格確認書発行要否」欄が追加されています。裏面の記入方法を確認のうえ、必要に応じて記載してください。なお、「資格確認書発行要否」欄のチェックに関わらず、「資格確認書」を必要とする場合は、併せて「資格確認書（再）交付申請書」の提出もお願いします。

Q I -2.資格取得届、被扶養者（異動）届はいつから変更になりますか？

A I -2.令和6年12月2日から変更となります。

ホームページに新様式を掲載しておりますので、令和6年12月2日（健保組合到着分）からの新規加入の手続きの際には、新様式による届出をお願いします。

Q I -3.新規加入者の手続きには事前に何を確認する必要がありますか？

A I -3.新たに加入手続きをされる場合には、これまでと同様、お名前、マイナンバー、性別、生年月日、住民票住所など資格取得届（被扶養者（異動）届）の必要記載事項を確認し、また、資格確認書の要否を確認するため、マイナンバーカードの取得の確認、マイナンバーカードの保険証利用登録の確認など、資格確認書の交付要件に該当するか確認してください。

※被扶養者の認定については、これまでと同様、認定に必要な添付書類もご準備ください。

Q I -4.マイナンバーカードを取得していない、マイナンバーカードを保険証利用登録をしていないなど、マイナ保険証が利用できない状況の方は、どのような手続きが必要ですか？

A I -4.資格確認書をどのような理由で必要か本人より確認し、「資格確認書（再）交付申請書」を提出してください。また、資格確認書の交付要件1～5（本資料4, 7ページ）に該当する方は、資格取得届または被扶養者（異動）届の「資格確認書発行要否」欄をチェックし、資格確認書の交付要件6～8に該当する方は、「資格確認書発行要否」欄はチェックせず、届出してください。

なお、資格確認書の交付要件1～5に該当する方には職権にて交付します。詳しくは、本資料7～9ページをご覧ください。

Q I -5.マイナンバーを記載した場合、いつからオンライン資格確認ができますか？

A I -5.健保組合では、届出を受け付けた日から、原則5日以内にオンライン資格確認へ情報連携を行い、情報連携の完了後に「資格情報のお知らせ」を事業主経由で送付します。「資格情報のお知らせ」が届きましたら、マイナ保険証による受診が可能となります。。

なお、情報連携完了後は、併せてマイナポータルでも資格情報の確認が行えます。登録された健康保険の資格情報を事前に確認するようお願いします。

Q I -6.本人にマイナンバーの提出を依頼していますが提出されません。どうなりますか？

A I -6.引き続きマイナンバーの提出をご本人へ依頼してください。

健保組合では、マイナンバーの提出依頼（督促）をいたしますが、一定期間ご提出がされない場合、基本5情報によりJ-LISからマイナンバーの照会を行います。

<J-LISよりマイナンバーが取得できた場合>

取得できたマイナンバーを登録し、これによりオンライン資格確認へ情報連携を実施します。正常に情報連携できた場合、「資格情報のお知らせ」を通知し、情報連携が完了したことをご案内いたします。

なお、本人へは引き続きマイナンバーの提出を依頼していただき、提出された際には、健保組合への個人番号届の提出をお願いします。

（健保組合では、提出されたマイナンバーとJ-LISから取得したマイナンバーに相違がないか確認を行います。）

<J-LISよりマイナンバーが取得できない場合>

マイナンバーが取得できない方は、オンライン資格確認が行えない状態となります。この方には例外として、職権により「資格確認書」（有効期間1ヵ月）を交付します。（詳しくは、本資料10ページをご覧ください。）

なお、本人へは引き続きマイナンバーの提出を依頼していただき、提出された際には、健保組合への個人番号届の提出をお願いします。

(Ⅱ) 「保険証」関係

QⅡ-1.保険証はいつまで交付されますか？

AⅡ-1.保険証は令和6年12月2日をもって廃止となり新規交付はされません。令和6年12月2日以降、氏名変更や保険証の紛失等による再交付もされません。

QⅡ-2.現在、交付されている保険証はいつまで利用できますか？

AⅡ-2.令和6年12月1日以前に交付された保険証は、経過措置として令和7年12月1日まで利用ができます。

QⅡ-3.保険証を回収する必要はありますか？

AⅡ-3.現在交付されている保険証については、令和7年12月2日以降、利用はできません。その後、回収する必要はありません。

なお、令和7年12月1日までの間に資格を喪失または扶養の削除となった場合には回収は必要となります。

資格喪失届、被扶養者（異動）届（削除）の提出の際には、保険証を添付するようお願いいたします。

(Ⅲ) 「資格確認書」関係

QⅢ-1. 「資格確認書」とはなんですか？

AⅢ-1. 「資格確認書」は、やむを得ずマイナンバーカードを取得していない方など、マイナ保険証を利用することができない状況にある方に交付するもので、医療機関を受診する際に提示することで保険診療が受けられます。

QⅢ-2. マイナ保険証を利用することができない状況とは、どんな状況ですか？

AⅢ-2. マイナ保険証を利用することができない状況とは以下になります。

- | | |
|---|---|
| 1 | マイナンバーカードを取得していない者 |
| 2 | マイナンバーカードを保有しているが保険証利用登録を行っていない者 |
| 3 | マイナ保険証の利用登録解除を申請した者 |
| 4 | マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者 |
| 5 | マイナンバーカードの返納者 |
| 6 | マイナンバーカードを紛失した者 |
| 7 | マイナンバーカードを更新中の者 |
| 8 | マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある者 |

※詳しくは、本資料4, 7ページをご覧ください。

QⅢ-3. 健保組合では、マイナ保険証を利用することができない方の確認はできますか？

AⅢ-3. 健保組合では、「資格確認書」の交付要件1～5に該当する方は、確認できます。

定期的（日次、月次）に「資格確認書」の要否を確認し、「資格確認書」の交付要件1～5に該当する方で、交付を受けていない方には、職権にて「資格確認書」を交付します。詳しくは、本資料7ページをご覧ください。

健保組合から「資格確認書」が届いた際には、被保険者等への配付をお願いいたします。

QⅢ-4. 「資格確認書」はどのような材質、サイズで交付されますか？

AⅢ-4. 「資格確認書」は以下2種類を交付します。

①有効期間原則3年の「資格確認書」は、ハガキサイズ、厚紙

②有効期間1カ月の「資格確認書」は、A4サイズ、普通紙

「資格確認書」に利用する用紙には、複製防止の措置を施しております。

※上記②は例外的な取り扱いとなります。詳しくは本資料10ページをご覧ください。

QⅢ-5. 「資格確認書」の有効期限はどうなりますか？

AⅢ-5. 「資格確認書」の有効期限は、原則3年（最長4年、最短1年）となります。なお、例外として、マイナンバーが提出されず、J-LISからもマイナンバーが取得できない方には、有効期間1カ月の「資格確認書」を交付します。詳しくは、本資料10ページをご覧ください。

QⅢ-6. 「資格確認書」の有効期限が切れそうです。引き続き必要な場合に何か手続きは必要ですか？

AⅢ-6. 有効期限が切れるタイミングにおける更新（再交付）については、

①資格確認書の交付要件1～5の方：健保組合により「資格確認書」の要否を定期的に確認し、引き続き必要な方に職権にて再度交付します。健保組合より「資格確認書」が届きましたら、被保険者等への配付をお願いします。なお、有効期限が切れた「資格確認書」はご自身で破棄いただくようご案内してください。

②資格確認書の交付要件6～8の方：健保組合では引き続き資格確認書が必要か否かを把握することができません。引き続き「資格確認書」が必要な場合には、交付要件に該当していることを確認のうえ、「資格確認書（再）交付申請書」により申請してください。

QⅢ-7. 資格を喪失または扶養から削除となった場合、「資格確認書」は回収する必要はありますか？

A(Ⅲ)-7. 有効期限前の「資格確認書」については、医療機関への無資格受診（不正利用）を防止するため、回収が必要となります。

なお、有効期限が切れた「資格確認書」の回収は不要です。

QⅢ-8. 「資格確認書」の交付を受けている人の把握はどうすればいいですか？

AⅢ-8. 「資格確認書」を交付している対象者の一覧表を定期的（毎月の「納入告知書」と同送予定）にお送りします。

資格喪失時等、「資格確認書」の回収が必要な場合において、「資格確認書」の交付を受けている方かを確認いただく際に、ご活用ください。

QⅢ-9. マイナ保険証を保有している方が、「資格確認書」の交付を受けることはできますか？

AⅢ-9. マイナ保険証を保有している方は、医療機関等においてオンライン資格確認を受けることができる状況となりますので、「資格確認書」の交付対象とはなりません。

QⅢ-10. 「資格確認書」の交付を受けている方が、マイナ保険証の利用ができるよう手続きをしました。「資格確認書」を回収する必要はありますか？

AⅢ-10. 「資格確認書」の回収は不要です。本人へ、マイナ保険証を利用するようご案内してください。

QⅢ-11. 「資格確認書」を紛失しました。再交付できますか？

AⅢ-11. 「資格確認書」は、「資格確認書（再）交付申請書」を申請いただくことで、再交付いたします。なお、再交付した際の有効期限は、当初交付した「資格確認書」の有効期限と同日で交付します。

QⅢ-12. マイナ保険証の利用登録の解除はできますか？

AⅢ-12. 「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」により申請をいただくことで、保険証の利用登録解除ができます。なお、当該申請を行うとマイナ保険証の利用ができなくなることから、併せて、「資格確認書（再）交付申請書」により「資格確認書」の交付を受けてください。

IV. 「資格情報のお知らせ」関係

QIV-1. 「資格情報のお知らせ」とはなんですか？

AIV-1. 健康保険の資格を簡易に確認できるもので、健康保険組合への保険給付の申請や、健康診断、保養施設のお申込み等をする際に必要となる被保険者記号、番号の確認ができます。また、オンライン資格確認が行えない医療機関等において、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」をセットで提示することで、保険診療が受けられるものです。

QIV-2. 「資格情報のお知らせ」は加入者全員に送付されますか？

A4-2. 「資格情報のお知らせ」は、マイナンバーの提出がされ、健康保険の資格情報がオンライン資格確認へ正常に情報連携が完了した方に送付いたします。このお知らせをもって、マイナ保険証の利用が医療機関等で可能となったことの通知となります。

QIV-3. 「資格情報のお知らせ」を切り取り、持ち歩く必要はありますか？

AIV-3. 「資格情報のお知らせ」は、左下の切り取り部分を切り取ってマイナンバーカードと一緒に携帯してください。なお、健康保険の資格情報はマイナポータルでも確認できます。事前にマイナポータルへログインし、健康保険の資格情報PDFをスマホにダウンロードした方は、これを提示することで資格確認が行えますので、紙の「資格情報のお知らせ」を携帯する必要はありません。
また、マイヘルスウェブでも健康保険の資格情報PDFをダウンロードできるよう準備を進めております。準備が整い次第ご案内いたします。

QIV-4. 資格を喪失または扶養から削除となった場合、「資格情報のお知らせ」を回収する必要はありますか？

AIV-4. 「資格情報のお知らせ」を回収する必要はありません。

QIV-5. 「資格情報のお知らせ」を紛失しました。再交付できますか？

AIV-5. 「資格情報のお知らせ」を紛失等した場合や氏名変更があった場合でも、原則、再交付はいたしません。マイナポータルからダウンロードいただくか、またはマイヘルスウェブにより資格情報の確認（準備中）をお願いします。
なお、スマホを所持していないなど、マイナポータル等をご利用できない場合には、「資格情報のお知らせ再交付申請書」により申請してください。再交付いたします。

V.その他関係

QV-1.マイナ保険証を保有しています。高額な医療費がかかりそうですが、限度額適用認定証の申請は必要ですか？

AV-1.マイナ保険証を保有している場合、「限度額適用認定証」の申請は不要です。医療機関では、マイナ保険証によりオンライン資格確認にて健康保険の資格情報と併せて限度額の適用区分も確認できます。

同様にマイナ保険証を利用いただければ、「高齢受給者証」の提示も不要となります。

なお、「限度額適用標準負担額減額認定証」及び「特定疾病療養受領証」については、事前に健保組合による情報登録が必要となるため、マイナ保険証を利用する場合でも、これまでどおり「健康保険標準負担額減額申請書」「特定疾病療養受給証交付申請書」の提出が必要となります。

QV-2.70歳に到達した社員がいます。高齢受給者証はこれまでと同様、送られてきますか？

AV-2.マイナ保険証を保有している方は、医療機関等で負担割合の確認ができ、高齢受給者証は不要なため交付はされません。

なお、マイナ保険証を利用することができない方には、これまでと同様、70歳に到達した月に送付します。

(生年月日が1日の場合、誕生月の前月に送付します。)

詳しくは、本資料17ページをご覧ください。

QV-3.健保組合へ各種申請をする際に必要となる被保険者の記号、番号はどこで確認できますか？

AV-3.健康保険の資格情報は、お送りしています「資格情報のお知らせ」、またはマイナポータル健康保険資格情報で確認できます。

※マイヘルスウェブでも、健康保険の資格情報を確認できるよう準備を進めております。準備が整い次第ご案内いたします。

～ 最 後 に ～

令和6年12月2日以降は、健康保険に加入しても保険証は交付されません。医療機関等への受診にはマイナ保険証（マイナンバーカード）による医療機関窓口の受付に切り替わります。

当組合では、少しでも多くの加入者にご理解いただくため、機関紙「KENPOだより」の特集記事、ホームページの「マイナンバー特設ページ」や、マイナンバー関係の各種リーフレットを配布するなど、保険証廃止及びマイナ保険証への切り替えに合わせたご案内等を進めております。

事業主、ご担当者様においては、当制度改正等にご理解いただき、社内イントラネット等を活用した被保険者等への周知について、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。